



石垣市告示第 172 号

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を次の通り実施する

令和 5 年 10 月 12 日

石垣市長 中山 義隆



1 入札対象業務

- (1) 業務名：石垣市立小中学校校務用コンピュータ賃貸借業務（長期継続契約）
- (2) 業務場所：石垣市地内（石垣市立小中学校等）
- (3) 期間：令和 6 年 2 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日迄（54 か月）
- (4) 業務概要：対象業務は以下の通りである。詳細は別途仕様書を参照すること
 - (ア) 校務用コンピュータの納入・設置
 - (イ) 保守及び運用支援

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 石垣市内に本店または支店（営業所）がある事業者であること。
- (2) 地方自治法第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 税の滞納がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てが成されている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (7) 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、賃金及び資金などの管理能力、技術能力を含む）を有していること。
- (8) Pマーク（プライバシーマーク）を取得していること

3 入札に参加するものに必要な書類

本業務の入札参加希望者は、石垣市のホームページから様式等をダウンロードし、次に従い一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を事業担当課に提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号、様式第 3 号）
- (2) 誓約書（別記様式第 1 号）

- (3) 商業登記簿謄本
- (4) 義務履行証明書（島内事業者）（写し：有効期限内のもの）
- (5) 別紙仕様書に基づく製品カタログ
※統一したサービスを原則とし、別々のサービスを活用した運用は認めない。
- (6) Pマーク（プライバシーマーク）を取得していることを確認できる書類（認証登録証書の写し等）

4. 入札時に必要な提出書類

入札は令和5年11月を予定し、入札執行通知をもって確定といたします。
資格審査の結果通知後、対象者は期日までに入札の必要書類を受領してください。

- (1) 入札執行通知書
- (2) 入札書（様式第5-1号）月額・税抜き価格
- (3) 入札金額の内訳（様式第5-2号）
- (4) 委任状（代表者以外が入札する場合に必要）
- (5) 義務履行証明書（島内事業者）（写し可：有効期限内のもの）

5. スケジュール

内容	
入札資料配布（HP上に掲載）	令和5年10月12日(木)
質問締切	令和5年10月19日(木)
質問に対する回答日(HP上に掲載)	令和5年10月20日(金)
資料提出締め切り	令和5年10月27日(金)
資格審査・結果通知	令和5年11月初旬【予定】
入札	令和5年11月中旬【予定】

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金・・・免除
ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を石垣市に納付しなければならない。）
- (2) 契約保証金・・・免除
ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合、損害賠償金として契約金額の100分の10を石垣市に納付しなければならない。

7 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ア 入札者が同一業務に対し、2通以上の入札をしたとき。
 - イ 入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。

オ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

カ 入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。

キ 業務費内訳書の提出がない場合。

- (2) この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者の行った入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札説明書および仕様書の交付

(1) 仕様書等を交付する期間 令和5年10月12日～令和5年10月27日迄

(2) 仕様書等を交付する方法 石垣市のホームページから入手すること

9. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち改札に立ち会わないものまたはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10. その他

(1) 質疑応答について

入札に関する質問事項は質疑書（様式1）の提出（メール、電子データ可）をしてください。電話による質疑は受け付けません。

(2) 定めのない事項について

本入札について、仕様書などに定めのない事項について別途協議、決定する。

(3) 最低制限価格 設定しない

11. 事業担当課

部署：石垣市教育部学校教育課

電話：0980-87-5078

メール：kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp